

## 湯喜望白扇 宿泊約款

### (適用範囲)

- 第1条 1. 当旅館が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当旅館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

### (宿泊契約の申し込み)

- 第2条 1. 当旅館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当旅館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
  - (4) その他当旅館が必要と定める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当旅館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

- 第3条 1. 宿泊契約は、当旅館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当旅館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当旅館が定める申込金を、当旅館が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときには、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払の際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当旅館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当旅館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当旅館は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当旅館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前

項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 1. 当旅館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 鳥取県旅館業法施行条例第7条（第1～3号）の規定に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 1. 宿泊客は当旅館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当旅館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当旅館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当旅館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当旅館が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当旅館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後19時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、あわせて別表2に挙げる違約金を申し受けます。

(当旅館の契約解除権)

- 第7条 1. 当旅館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客がほかの宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 鳥取県旅館業法施行条例第7条（第1～3号）の規定に該当するとき。
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防設備等に対するいたずら、その他当旅館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当旅館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第8条 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当旅館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当旅館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 1. 宿泊客が当旅館の客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当旅館は、前項の規定にかかわらず、当旅館の事情の許す限りにおいて、同項

に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

宿泊翌日の午前 10 時以降の使用：1 時間につき 1 室 3000 円（税別）ただし、原則として 12 時までの使用を限度とする。

#### (利用規則の遵守)

第 10 条 1. 宿泊客は、当旅館内においては、当旅館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### (営業時間)

第 11 条 1. 当旅館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間：午前 7 時～午後 21 時 30 分\*午後 21 時 30 分～午前 7 時までは夜警担当者が業務を代行します。

(2) 飲食等サービス時間：

イ.朝食 7 時 30 分～8 時 30 分

ロ.夕食 18 時～19 時 30 分

二.その他の飲食等

(3) 附帯サービス施設時間：大浴場 午後 15 時～24 時 午前 5 時～9 時

露天風呂午後 15 時～24 時 午前 5 時～9 時 30 分

ロビーラウンジ及び売店 午後 15 時～21 : 30 分

午前 7 時～10 時

カラオケクラブ 午後 20 時～24 時（ラストオーダー 23 : 30）

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には宿泊者に事前の通告なく臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

#### (料金の支払い)

第 12 条 1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当旅館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当旅館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当旅館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。但し、急な疾病などやむを得ない場合はこの限りではありません。

#### (当旅館の責任)

- 第 13 条 1. 当旅館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当旅館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当旅館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第 14 条 1. 当旅館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当旅館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当旅館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第 15 条 1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当旅館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当旅館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当旅館は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当旅館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当旅館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当旅館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当旅館に故意又は重大な過失がある場合を除き、10 万円を限度として当旅館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第 16 条 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当旅館に到着した場合は、その到着前に当旅館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当旅館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当旅館は、当該所有者の連絡を待ち、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当旅館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第 17 条 1. 宿泊客が当旅館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当旅館は場所をお貸しするものであって、車両に対する責任は負いません。ただし、駐車場の管理に当たり、当旅館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 1. 宿泊客の故意又は過失により当旅館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当旅館に対し、その損害を賠償していただきます。

2. 宿泊客にはお互い快適に過ごしていただくために次の条項を遵守願います。

- (1) 飲酒酩酊してほかの宿泊者に迷惑をかけない。
- (2) 大浴場等入浴施設利用の際は他の宿泊者に迷惑をかけない最低限のルールを守る。
- (3) 過度の大声、振動、騒音はお控えいただく。
- (4) 食中毒防止のため外部からの飲食物の持ち込みの禁止。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料 (室料 (及び室料+朝食等の飲食料))
	追加料金	追加飲食 (料金に含まれるものを除く)
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税

備考

\*子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の 70%、子供用食事と寝具を提供したときは 50%、寝具のみを提供したときは 30%をいただきます。

寝具及び食事を提供しない幼児については、施設使用料として 2000 円 (税別) をいただきます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の 通知を受け た日  契約申込人数	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	20 日 前	30 日 前
14名まで	10 0%	10 0%	50 %	20 %	20 %	%	%	%	%	%	%	%	%
15～30名まで	10 0%	10 0%	50 %	20 %	20 %	%	%	%	%	%	%	%	%
31名～100名まで	10 0%	10 0%	50 %	20 %	20 %	20 %	20 %	10 %	10 %	10 %	%	%	%
101名以上	10 0%	10 0%	50 %	25 %	25 %	25 %	25 %	15 %	15 %	10 %	10 %	10 %	10 %

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。\*日帰りのお客様（昼食・夕食等）も上記に準じます。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

付記：鳥取県旅館業法施行条例第7条（第1～3号）

（宿泊者を拒むことができる事由）

第7条 営業者は、法第5条第3号の規定により、宿泊しようとする者が次の各号の一に該当する場合は、その宿泊を拒むことができる。

- (1) でい酔者その他暴行のおそれがあるもので、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 身体被服等が不潔で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 営業者から請求があったにもかかわらず、宿泊者名簿に記載すべき事項を告

げなかったとき。